

常勤役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県信用保証協会の常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

(役員)

第2条 常勤役員とは、常勤理事および常勤監事を言う。

(役員報酬等)

第3条 常勤役員に対しては役員報酬として、報酬、役員手当ならびに地域手当を支給する。

2 月額報酬は、社会一般の水準、経営内容および職員給与等とのバランスを考慮し、常勤理事会を経て理事長が定める。なお、月額報酬の上限金額については、理事会で承認を得るものとする。

3 役員手当は、月額報酬に20%を乗じて得た額とする。

4 地域手当は、報酬、役員手当の月額合計額に、職員の給与規定第12条第2項の率を乗じて得た額とする。

5 通勤手当については、職員の「通勤手当の支給に関する施行規程」に基づき支給する。

6 常勤役員が月の途中で退任する場合は、その属する月を1カ月分として支給する。

(役員賞与)

第4条 常勤役員の賞与については、職員の「賞与金支給規程」に準じて支給する。

(役員退職慰労金)

第5条 常勤役員の退職慰労金については、「常勤役員退職慰労金支給内規」に基づき支給する。

(支給方法)

第6条 常勤役員報酬等の支給方法については、職員への支給方法に準じる。

(その他)

第7条 この規程を変更する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月25日から施行する。